

**「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的  
条件」及び「次世代高速無線LANの導入のための技術的條件」に関する提案募集**

情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会(主査:安藤 真 東京工業大学大学院 理工学研究科教授)では、平成24年4月18日(水)から、「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的條件」及び「次世代高速無線LANの導入のための技術的條件」の検討を開始しました。

その調査・検討に資するため、「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的條件」及び「次世代高速無線LANの導入のための技術的條件」について、平成24年4月26日(木)から同年5月25日(金)までの間、技術的條件の提案募集を行います。

**1 審議の背景等****○ マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的條件関係****(1) 審議の背景**

我が国では、マイクロ波帯を用いたUWB無線システムについて、平成18年に通信用途のUWBシステムの技術的條件、平成21年にUWBレーダーシステムの技術的検討を行い、必要な制度整備を行ってきました(別紙1:利用イメージ参照)。今般、伝送速度が低くかつ測距・測位を目的としたセンサーネットワークとしてのUWB無線システムを利用する国際的ニーズの高まりや国際標準化の検討も進められているところです。

この国際標準化の動きや国内利用者のニーズ等を踏まえ、伝送速度が低くかつ測距・測位を目的としたUWB無線システムの導入に向け、必要な技術的條件について検討を開始したものです。

**(2) 審議内容**

「UWB(超広帯域)無線システムの技術的條件」(平成14年9月30日付け 諮問第2008号)のうち「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的條件」について審議を行い、情報通信技術分科会において、平成25年6月頃に答申を行う予定です。

**○ 次世代高速無線LANの導入のための技術的條件関係****(1) 審議の背景**

近年の無線LANの普及はめざましく、生活をより快適にしています。

その一方で、無線LANに対する期待は、「伝送速度に関わらず、つながれば便利」から「高

速でつながる」や「家中どこでもつながる」に変化しています。

また、無線LANの国際的な標準化活動においても、より高速なIEEE802.11ac規格(802.11n規格の5GHz帯での更なる高速化)の制定に向けた検討が進められています。

このような動向等を踏まえ、今回、1Gbpsの伝送速度を目標とする5GHz帯における次世代高速無線LAN(802.11ac準拠)(別紙2:利用イメージ参照)の導入に向け、必要な技術的条件について検討を開始したものです。

## (2) 審議内容

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」(平成14年9月30日付け 諮問第2009号)のうち「次世代高速無線LANの導入のための技術的条件」について審議を行い、情報通信技術分科会において、平成24年10月頃に答申を行う予定です。

## 2 技術的条件の提案募集

### (1) 提案募集の概要

移動通信システム委員会での検討に資するため、「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件」及び「次世代高速無線LANの導入のための技術的条件」について、平成24年4月26日(木)から同年5月25日(金)までの期間、提案募集を行います。

### (2) 募集要領

別紙3のとおり(マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件関連)

別紙4のとおり(次世代高速無線LANの導入のための技術的条件関連)

### (3) 募集期限

平成24年5月25日(金)午後5時まで。

#### [連絡先]

##### 【提案募集について】

○マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件について

移動無線システム委員会事務局

(総合通信基盤局 電波部 移動通信課)

担 当: 中越課長補佐、松井係長

電 話: (直通)03-5253-5896

(代表)03-5253-5111 内線 5896

FAX: 03-5253-5946

E-mail: E-mail: uwb\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しておりません。送信の際には、「@」に変更してください。

○次世代高速無線LANの導入のための技術的条件について

移動無線システム委員会事務局

(総合通信基盤局 電波部 基幹通信課)

担 当: 白石課長補佐、菊池主査

電 話: (直通)03-5253-5886

(代表)03-5253-5111 内線 5886

FAX:03-5253-5889

E-mail:fix-micro\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

**【情報通信審議会について】**

情報通信審議会事務局

(情報通信国際戦略局 情報通信政策課 管理室)

担 当:梅澤課長補佐、安藤調整係長

電 話:(直通)03-5253-5957

(代表)03-5253-5111 内線 5957



## 提案募集要領

マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件について提案される方は、下記により提案書を提出してください。

## 記

1. 適宜様式（Word、PowerPoint等）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にてご提出ください。

また、提案いただくシステムは、公募に当たっての前提条件（別添）と整合したものに限ります。

2. 提出期限は、平成24年5月25日（金）午後5時必着とします。

3. 提出方法

提案は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出頂いた提案を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際にご協力願います。

電子媒体の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、DVD-R又はUSBメモリ

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○記録媒体には、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた記録媒体は、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

**【電子メールの場合】**

電子メールアドレス：uwb\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示していますので、ご送信の際は「\_atmark\_」を@に直してください。）

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 システム企画係宛

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

**【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）**

電話番号：03-5253-5896

FAX番号：03-5253-5946

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 システム企画係宛

**【持参又は郵送の場合】（平成24年5月25日（金）午後5時必着）**

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 システム企画係宛

#### 4. 留意事項

##### (1) 提案の取扱い

提出された提案内容については、後日、公表する予定です。

その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表する予定です。提案内容等は原則開示を想定しておりますが、不都合がある場合は移動通信課システム企画係までご連絡ください。

また、提出された提案内容の全部又は一部は、情報通信審議会情報通信技術分科会移動通信システム委員会における「マイクロ波帯を用いた通信用途のUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件」に係る検討に活用することとします。

##### (2) 提案内容の聴取

提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から、その内容や当該方式の技術的実現性等を説明していただくことがあります。説明を求める場合は、移動通信課システム企画係より提案者に事前にご連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

##### (3) 今後の予定

提出された提案内容については、移動通信システム委員会において要求条件との整合性他について確認を行った後、技術的条件の詳細な検討を行います。その検討過程においては、より詳細な技術情報が必要となることから、提案者には、提案されたシステムに係る技術情報について同委員会において詳細な説明をいただくこと、十分な試験データの提出等、調査・検討へご協力いただくことが必要となりますので、その旨あらかじめご了承ください。

## 公募に当たっての前提条件

方式の公募に当たっては、下記の事項を前提条件とします。

### 記

- 3. 4GHz以上4. 8GHz以下及び7. 25GHz以上10. 25GHz以下の周波数を使用するものであること。
- 50Mbps以下の伝送速度に係るものであること。
- 技術的に実現可能な方式であること。

